

令和4年度 経営所得安定対策等のあらまし

○ 水田農業の経営安定に向けて、需要に応じた米生産に努めましょう！

令和4年度の主な変更点

① ナラシ対策の運用見直し

- ・米について、農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約等を結んだもの（直接販売の場合は販売計画を作成したもの）を補てん対象とします。

② 戦略作物助成の助成単価の見直し

- ・飼料作物のうち多年生牧草について、収穫のみを行う年は助成単価を1万円/10aに見直します。

③ 高収益作物畑地化支援の助成単価の見直し

- ・高収益作物以外の作物で畑地化した場合の助成単価を10.5万円/10aに見直します。

④ 産地交付金（県設定）助成内容の見直し

- ・飼料用米（多収品種）の助成対象を令和2年又は3年からの複数年契約継続分に限定するとともに、助成単価を8,100円/10aに見直します。

⑤ 産地交付金（国設定）助成内容の見直し

- ・飼料用米、米粉用米の助成対象を令和2年又は3年からの複数年契約継続分に限定するとともに、助成単価を6,000円/10aに見直します。
- ・新市場開拓用米に令和4年からの新規複数年契約分に対する「複数年契約加算」（1万円/10a）を追加設定します。

経営所得安定対策等への加入申込は地域農業再生協議会
（市町村・JA等）までお願いします。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【対象農地】 水田、畑地

【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模は要件としません)

数量払

交付単価は品質に応じて増減

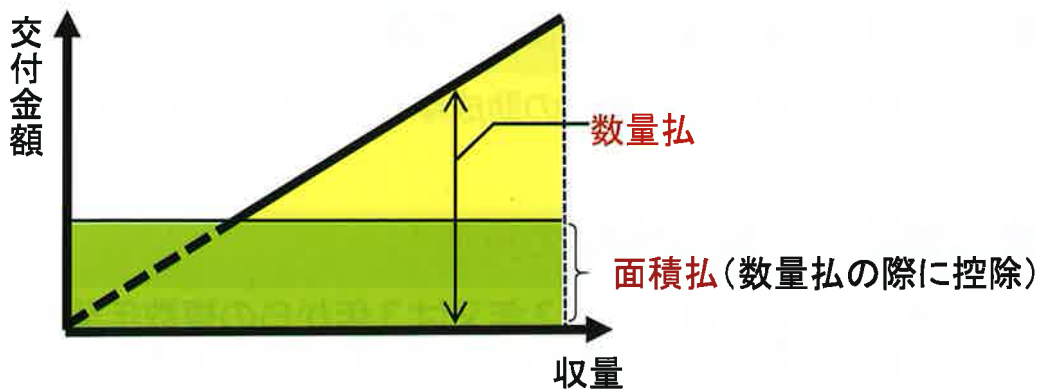
対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,710円/60kg
大豆【水田・畑地】	9,930円/60kg
そば【水田・畑地】	13,170円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,000円/60kg

面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そば 1.3万円/10a)

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模は要件としません)

- ※ 集出荷業者へ出荷する場合：6月末までに事前契約が必要。
- ※ 直接販売する場合：6月末までに販売計画の作成が必要。

【支援内容】 米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

【積立金】 加入者と国が1対3の割合で拠出します。
※ 収入保険と重複加入できません。
※ 積立金は掛け捨てではありません。

水田活用の直接支払交付金

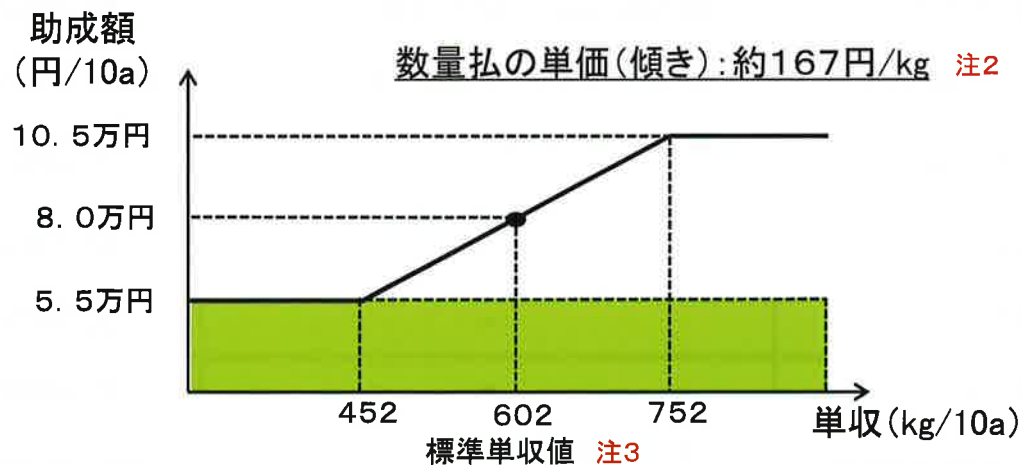
【対象者】 販売農家、集落営農

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草について、収穫のみを行う年は、1.0万円/10a)
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a 注1 (生粳を利用したSGSの取組は、8.0万円/10a)

注1：自然災害等による減収は、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援します。ただし、過去3年間の収量実績平均値が、標準単収平均値以上であることなどの要件を満たしていることが前提になります。

<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



注2：数量払の単価は、各地域の標準単収値を当年秋の作柄（作柄表示地帯別の単収及び平年単収）により調整し、交付単価が決定されます。

注3：図中の標準単収値は県の平均値であり、具体的な計算に当たっては、各地域の合理的な単収を適用します。

水田農業高収益化推進助成

①高収益作物定着促進支援（2万円/10a 注4 ×5年間）（②とセット）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援します。

注4：加工・業務用野菜等の場合は3万円/10aに増額。

②高収益作物畑地化支援（17.5万円注5・10.5万円/10a）

高収益作物等による畑地化を支援します。

・高収益作物による畑地化は17.5万円/10a

・その他作物による畑地化は10.5万円/10a

注5：令和5年度までの増額単価。

③子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援します。

産地交付金

今後、国と協議を行うため、内容が変更となる場合があります。

【県段階】

	対象作物等	要件	単価(10a当たり) ^{注6}
県 設 定	飼料用米(多収品種)	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の複数年契約^{注7} (令和2年又は3年からの継続分に限る) ・多肥栽培 ・生産性向上の取組 ※多収品種の種子が入手できないなどやむを得ず多収品種による作付けができない場合は、特例措置として主食用品種による作付けも交付対象とします。	8,100円
	新市場開拓用米(輸出用米等)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上の取組 	9,000円
	省力技術導入加算	次のいずれかに取り組んだ場合に加算 <ul style="list-style-type: none"> ・1筆おおむね50a以上のほ場への自動水管理装置の導入 ・畦畔除去により1筆50a以上のほ場に拡大 	加算額 21,600円
	高収益野菜(拡大分)	<ul style="list-style-type: none"> ・取組面積の8a以上の拡大・新規 	45,000円
	契約栽培加算	<ul style="list-style-type: none"> ・契約栽培に取り組んだ場合に加算 	加算額 27,000円
国 設 定	飼料用米、米粉用米	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の複数年契約^{注7} (令和2年又は3年からの継続分に限る) 	6,000円
	そば(基幹作)	-	20,000円
	なたね(基幹作)	-	20,000円
	新市場開拓用米	-	20,000円
	複数年契約加算	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の複数年契約^{注7} (令和4年からの新規契約分に限る) 	加算額 10,000円

注6：県設定の単価については、目安の単価であり、予算の配分や本県の取組実績により、単価が変更となる場合があります。

注7：助成内容は毎年度見直しされるため、要件に「3年以上の複数年契約」とあるものでも、令和5年度以降、助成内容が変更・廃止される場合があります。

【地域段階】

地域ごとの対象作物や交付単価、取組内容は、関係する市町村・JA等にお問い合わせください。

このチラシに関するお問い合わせは

青森県農林水産部農産園芸課

017-734-9479

青森県農業協同組合中央会

017-729-8762

東北農政局青森県拠点地方参事官室

017-777-3512

または、関係する市町村、JA等までお願いします。